

大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の地理的又は地形的な条件によりテレビジョン放送を良好に受信することができない地域（以下「難視聴地域」という。）に設置された共聴施設の修繕、改修又は置換に伴う撤去に対して補助を行い、もって難視聴地域における難視聴の解消を図るため交付する大分市共聴組合支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴組合 難視聴地域においてテレビジョン放送の難視聴の解消を目的として、共同でテレビジョン放送受信施設を設置する2世帯以上からなる団体をいう。ただし、第7条の規定による補助金の交付の申請を行った日後に共聴組合に加入する世帯が1世帯となった場合は、この限りでない。
- (2) 共聴施設 共聴組合が、総務大臣又は都道府県知事に対し、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）の規定による設備設置の届出及び放送法（昭和25年法律第132号）又は放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第2条第2号の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「廃止前の有線テレビジョン放送法」という。）の規定による放送業務（端子数が50以下のものを

除く。)の業務開始の届出を行い、設置しているテレビジョン放送受信施設に係る共同受信施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 大規模改修(共聴施設の経年による老朽化に伴う設備の改修又は共聴施設からケーブルテレビへの置換に伴う共聴施設の撤去を行う事業をいう。

以下同じ。)

(2) 小規模修繕(共聴施設の事故、自然災害等による設備の修繕を行う事業をいい、事業に要する経費が1万円に共聴組合に加入する世帯の数を乗じて得た額を超えるものに限る。以下同じ。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う共聴組合であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 現に市内に共聴施設を所有し、当該共聴施設の管理運営を行っていること。

(2) 共聴組合の加入者から、共聴施設の維持管理に要する費用を定期的に徴収していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費として別表第1に掲げる経費の総額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除して得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額及び限度額は、別表第2のとおりとし、同表の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 同一の共聴組合が、一の年度において、複数回の補助金の交付を受けることはできないものとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市共聴組合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 共聴組合の組合員名簿及び組合同規約
- (4) 補助対象事業に要する経費の見積書の写し
- (5) 共聴組合の加入者から、共聴施設の維持管理に要する費用を定期的に徴収

していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市共聴組合支援事業
補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当
該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業
に要する予算を変更しようとするときは、大分市共聴組合支援事業補助金補
助事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。た
だし、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、補助事業に要する予算
の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この
限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当
であると認めるときは、その変更を承認し、大分市共聴組合支援事業補助金
補助事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するもの
とする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大分市共聴組
合支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市共聴組合支援事業補
助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市共
聴組合支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければな
らない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助
金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、
当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定
めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	内容
大規模改修	1 共聴施設の改修又は置換に伴う撤去に要する経費	<p>(1) 無線通信又はテレビジョン放送の再放送に必要な次の設備の改修に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鉄塔 イ 局舎 ウ 外構施設 エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。） オ 送受信アンテナ カ 送受信機（予備送受信機を含む。） キ 伝送用専用線 ク ケーブル ケ 中継増幅装置 コ 電源設備（予備電源設備を含む。） サ 警報装置 シ 監視装置 ス 制御装置 セ 測定器 <p>(2) 前号に掲げるもののほか、附帯設備（市長が別に定める設備をいう。）の改修に要する経費</p> <p>(3) 共聴施設からケーブルテレビへの置換に伴う共聴施設の撤去に要する経費</p> <p>(4) 附帯工事費（共聴施設の改修に伴い発生する電柱共架料を一括して支払う場合の経費を含む。次項において同じ。）</p>
	2 用地取得費及び道路整備費	<p>(1) 前項の改修又は置換に伴う撤去を行うために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
小規模修繕	共聴施設の修繕に要する経費	<p>(1) 無線通信又はテレビジョン放送の再放送に必要な次の設備の修繕に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鉄塔 イ 局舎 ウ 外構施設 エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。） オ 送受信アンテナ カ 送受信機（予備送受信機を含む。） キ 伝送用専用線 ク ケーブル ケ 中継増幅装置

		<p>コ 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>サ 警報装置</p> <p>シ 監視装置</p> <p>ス 制御装置</p> <p>セ 測定器</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、附帯設備（市長が別に定める設備をいう。）の修繕に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費（共聴施設の修繕に伴い発生する電柱共架料を一括して支払う場合の経費を含む。）</p>
--	--	--

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額
大規模改修	補助額 補助対象経費から共聴組合に加入する世帯の数に6万円を乗じて得た額を控除した額に3分の2を乗じて得た額 限度額 100万円
小規模修繕	補助額 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 限度額 20万円

大分市共聴組合支援事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 名称
所在地
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

大分市共聴組合支援事業補助金の交付を受けたいので、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 補助金交付申請額 _____ 円
- 4 事業完了予定年月日 _____ 年 月 日
- 5 添付書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

共聴組合名 代表者氏名	
共聴施設の修繕、改修 又は置換に伴う撤去 を行う場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定事業者名	サービスエリア

(単位：千円)

補助金交付申請額		事業費
経費区分	修繕・改修・ 撤去費	
	用地取得費・ 道路費	
合計		

備考

収支予算書

1 資金計画

（単位：千円）

収 入		支 出 (事 業 費)	
財 源 内 訳		経 費 区 分	
補 助 金	交付（予定）額	修繕・改修・ 撤去費	
補助対象事業を 行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
合 計		合 計	

2 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）
- (3) 施設のブロックダイヤグラム

大分市共聴組合支援事業補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 名称
所在地
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市共聴組合支援事業補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助対象経費	変更前	_____円
	変更後	_____円

4 補助金交付申請額	変更前	_____円
	変更後	_____円

5 添付書類

大分市共聴組合支援事業補助金補助事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市共聴組合支援事業補助金補助事業に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 変更後の補助対象経費 _____ 円
- 3 変更後の補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助の条件

大分市共聴組合支援事業補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 名称
所在地
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市共聴組合支援事業補助金については、その事業を完了したので、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の実施状況

共聴施設の修繕、改修又は置換に伴う撤去を行う場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

2 添付書類

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

1 事業収支

（単位：千円）

収 入		支 出 （ 事 業 費 ）	
財 源 内 訳		経 費 区 分	
補 助 金	交付決定額	修繕・改修・ 撤去費	
補助対象事業を 行う者の負担額	実績額	用地取得費・ 道路費	
合 計		合 計	

2 添付書類

- (1) 工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日
第 号

大分市共聴組合支援事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市共聴組合支援事業補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の交付確定額 _____ 円

大分市共聴組合支援事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 名称
所在地
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市共聴組合支援事業補助金について、大分市共聴組合支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)